

小国川漁業協同組合内共第 11 号第五種共同漁業権遊漁規則の第 8 条遊漁料の額について別紙①とおりに改正するものです。

【理由】

近年の物価高騰による燃料や飼料費、稚魚放流費のコスト上昇に伴い、増殖事業、漁場管理・維持が大きな負担となっていることから、その費用を賄うために日券の遊漁料の値上げを行いたい。

また、遊漁者獲得のために高校生と女性の割引日券、割安な 2 日券を新設して、遊漁者の振興や釣り人口の増加につなげたい。

附 則 この規則の変更は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。